

あさぎり町 地域DX推進計画



【計画期間:令和 6 年度～令和 9 年度】

令和 6 年 3 月 熊本県あさぎり町

目次

はじめに

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定における基本的な考え方	2
(1) 「DX」とは何か	2
(2) 我が国及び熊本県のデジタル化の動向.....	3
(3) 本町の取組	5
(4) 本計画の位置づけ	6
(5) 方針	7
(6) 計画の体系	9

第 2 部 各論

第 1 章 方針①地域社会の課題解決	11
(1) 移住促進	11
(2) 観光振興の推進	14
(3) スマート農業の推進	17
(4) 事業承継の推進	19
(5) 生涯学習	20
第 2 章 方針②住民サービスの向上	23
(1) 相談窓口の開設	23
(2) 行政サービス/手続のオンライン化.....	24
(3) 公共交通の利便性向上	26
(4) 防災.....	27
第 3 章 方針③行政業務の効率化	28
(1) システム標準化・共通化の推進	28
(2) 日常業務のデジタル化	29
(3) デジタル人材の確保・育成	32
(4) オープンデータ利用拡大	33
(5) 情報セキュリティの強化	34
第 4 章 計画の推進体制	35
参考 用語集	36

はじめに

昨今のスマートフォンを始めとする様々なデジタル技術の普及・進展により、我々の生活に変化が生じていると実感しております。

町のデジタル化について、過去からの変化を振り返ると、学校や教育機関での ICT 利用、町内のコンビニエンスストア等でのキャッシュレス決済などが進んでいます。また、庁内業務においても議会の際に準備されていた分厚い書類が、数年前からタブレット端末の導入によりペーパーレス化される等、様々な場面でその恩恵を受けていると感じています。

上記のようなデジタル化の進展による生活様式の変革を DX、デジタル・トランスフォーメーションと呼びますが、これにはさらなる可能性があるかと期待しております。本町においても問題になっている、人口減少や少子高齢化による人材確保の問題を補うことが期待の一つとして挙げられます。人間関係が重要になるいわゆる現場における業務においては人が対応し、定型的な事務作業等については極力省力化を目指すという、効率的でメリハリをもった働き方がこれからは重要であり、DX がその一助を担うと考えられます。

これらの取組により業務の効率化が進み、新たに捻出できた時間は地域の方や職員間のコミュニケーション増進・コミュニティ形成に使われることを期待しています。これにより、町や職場の雰囲気はよくなるとともに、お互いの持つ課題等への理解度も深まり、よりよいまちづくりに繋がるものと考えています。

新たな技術の導入に伴い、職員に求められる素養も大きく変わってきます。デジタル化の推進に対応できるよう、職員自身の資質向上やレベルアップも必要になると考えています。単にデジタル技術を導入して終わり、ということではなく、確かな業務改革に繋がられるよう職員の継続的な教育にも力を入れていきます。

一方で、DX 推進にあたっては様々な課題もあり、その一つがコストです。その解決策として、広域連携が重要と考えています。近隣市町村とこれまで以上に連携し、各種システムを導入することで、調達やデータ連携等に要するコストを下げるなど、地域一帯が協力して一丸となり、DX を進めることが重要であると考えています。

DX の取組は一朝一夕で完成するものではなく、現状把握・分析から始め、その上で長期的に息切れせずに取り組む必要がありますが、本計画を実現した先には、より多くの若い方々が町に残り、より多くの町民が健康でいることができ、町が活気づき、あさぎり町の強みをさらに伸ばし、延いては誰もが誇れる町あさぎり町を体現できるよう願っています。

令和 6 年 3 月

あさぎり町長 北口 俊朗



第 1 部 総論



第 1 章 計画策定における基本的な考え方

(1) 「DX」とは何か

「DX」とは、「デジタル・トランスフォーメーション」の略称で、一般にはデジタル技術を活用してビジネスや社会を変革し、競争力を高めるアプローチのことを指します。特に行政分野における DX とは、デジタル技術やデータを活用して、町民視点に立ってサービスを変革し、新たな価値を創出することを指します。本取組は、町民の生活をより豊かにするために重要であり、その中心には町民の利便性と生活の質の向上が目的として位置づけられます。

本町では、これまでも業務効率化を図るために一部業務のデジタル化に取り組んできました。これらの取組は、行政サービスの提供方法を改善し、町民の利便性を向上させること、または行政内部の事務処理に係るコストを低減させることを目的としたものでした。しかし、「DX」においては、これらの取組に加え、より深いレベルでの変革が必要です。

行政の DX では、デジタル技術やデータを活用して、町民視点で業務を検証・見直し、行政サービスの在り方を再構築することが求められています。これは、単に既存の業務をデジタル化するだけでなく、町民のニーズに基づいて業務そのものを見直し、最適化することを意味しています。

例として、行政手続を単にオンライン化するに留まらず、住民が日々の生活の局面において必要としている制度や手続を簡単に検索できることや、マイナンバーカードを用いた電子署名も行えるサービス等が挙げられます。これにより、町民は必要なサービスを迅速かつ簡単に受け取ることができ、行政サービスの利便性が大幅に向上します。

DX は、誰もが分かりやすく使いやすい利便性の高いサービスを実現するものであり、町民の生活をより豊かにするものです。日々の生活の中で直面する課題を解決し、より良い生活を送るための支援を提供することを目指しています。実現に向けて、地域が一丸となって取り組むことが求められます。

また、DX の実現は、デジタル技術を活用して提供される様々なサービスが社会インフラとして浸透していくまでに時間がかかることから、短期間で実現できるものではありません。そのため、長期的ビジョンを持った取組を着実に実行していくことが求められます。さらに、DX においては、デジタル化を果たすことは「目的」ではなく、デジタル化を「手段」として変革を進めることが重要となります。

（２）我が国及び熊本県のデジタル化の動向

我が国の情報通信技術政策は、平成 12 年に制定された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）」に基づき、政府の IT 戦略本部による平成 13 年の「e-Japan 戦略（平成 13 年 1 月 22 日 IT 戦略本部決定）」以来、累次にわたって計画が策定され、関連法も整備されてきました。令和元年 5 月 24 日には、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」（いわゆる「デジタル手続法」）が改正・成立し、デジタル 3 原則¹を法律上明らかにし、行政手続のオンライン化を「原則」としました。

しかしながら、デジタル手続法成立後、新型コロナウイルス感染症対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなりました。これらの課題に対して迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方自体をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の必要性が求められています。

令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、デジタル社会の目指すビジョンや、「デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」で自治体に取り組むべき多くの施策を示しました。その後「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」、「デジタル田園都市国家構想基本方針（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」や、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（令和 4 年 3 月総務省策定）」を踏まえ、総務省において自治体に取り組むべき内容を具体化した「自治体 DX 推進計画【第 2.0 版】（令和 4 年総務省策定）」が策定されました。

当該計画では、新たに重点取組項目として、デジタル技術を活用し、行政サービスにおける「住民利便性の向上」と「業務の効率化」を目指した「自治体フロントヤード改革の推進」が追加され、庁内の業務体制の見直しも求められています。

このような状況を踏まえ、各市町村において、国が掲げるビジョンや実行計画に基づき推進体制を整備し、DX を着実に実施するための取組が進められています。

さらに、DX は、持続可能な開発目標「SDGs」を実現するための手段の一つとしても捉えられています。国の SDGs 推進本部が取り組む「SDGs アクションプラン」では、「デジタルデバイドの解消」、「ビッグデータの活用」といった記載がなされており、デジタル技術を使いこなし、誰もが質の高い生活を送ることのできる

¹ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」

デジタル 3 原則：

①デジタルファースト：国民が、個々の手続・サービスについて最初から最後まで一貫してデジタルで完結できる社会の構築。②ワンズオンリー：一度提出した情報は再提出不要。バックオフィス連携により添付書類を撤廃。③コネクテッド・ワストップ：民間サービスを含め、一か所でサービスを完結。

理想的な未来社会が描かれています。これらの取組により、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を達成することが重要であると掲げられています。

また、熊本県では人口減少に伴う人材不足などの地域課題を解決し、地域活力の創生を図るため、「くまもと DX グランドデザイン（令和4年2月熊本県策定）」を定め、県全体での DX を推進しています。

デジタル技術やデータを積極的に活用することで「産業発展・所得向上」と、「快適・安心な生活環境」の実現を目指しており、特に、産学行政連携による DX 機運の醸成、市町村 DX の推進、企業等における事例の創出、データ活用の促進、人材育成などに取り組んでいます。



(3) 本町の取組

本町においても、人口減少や少子高齢化、自然災害の多様化などの地域社会の課題に直面しています。行政にはこれらの諸課題を解決し、将来にわたって安定的な行政運営を行うことが求められています。本目的の達成のために、近年発展が目覚ましい、AI 技術や、通信技術、IoT やデータを活用したサービス等を用い、地域課題の解決や効率的な働き方の実現に挑みます。

政府が推進するデジタル化の流れを受け、あさぎり町もデジタル化によるコミュニケーションの活性化と地域社会の利便性向上を目指して、DX の取組を進められる環境作りを行っています。特に本町におけるデジタルインフラとして整備されている光通信基盤については、令和 7 年度中に新たな事業者による整備を促進し、さらなるインターネット環境の充実を図ります。

これらの取組は、あさぎり町が令和 6 年 3 月に策定した「あさぎり町デジタル田園都市構想総合戦略」の中で、人口減少が進行する中で、地域経済を持続可能なものとし、若い世代の定着や人口流入を促進する取組の一環です。

DX の取組をさらに推進するため、本計画「あさぎり町地域 DX 推進計画」を策定し、我が国におけるデジタル社会の形成に向けた取組も踏まえ、本町の各種計画等との位置づけを整理するとともに、その考え方や取組方針を定めます。

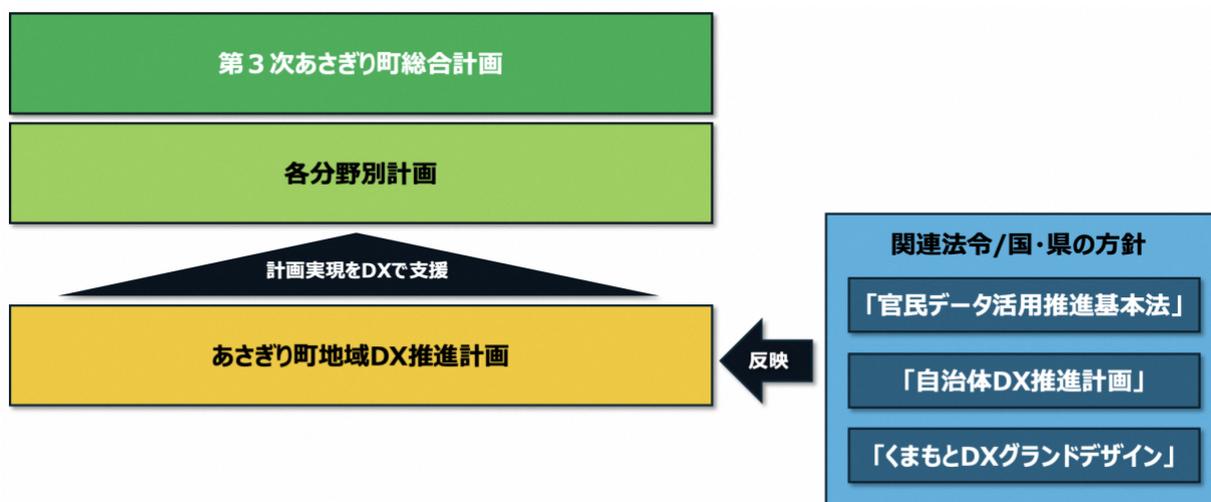
以上の取組により、あさぎり町は地域社会のデジタル化を推進し、住民の生活の利便性向上と行政サービスの効率化を図ることで、総合計画が目標とする『人が集い 支えあう 未来へつなぐ「あさぎり町」』の実現に寄与していきます。

(4) 本計画の位置づけ

本計画は、あさぎり町の最上位計画である総合計画に掲げる各方針や施策を、デジタル技術の側面から推進するための基本的な指針とし、総務省が策定する「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和5年12月総務省策定）」で示された取組を推進するため、より計画的かつ具体的に取り組む必要があることから独立した個別計画とします。また、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」の規定に基づく、「市町村官民データ活用推進計画」としても取り扱うものとします。

本計画は、あさぎり町の将来像である『人が集い 支えあう 未来へつなぐ「あさぎり町」』の実現に向けた各種取組の更なる推進を図るため、総合計画、各分野別計画などのあさぎり町の全ての計画を下支えるものとして位置づけます。

図表 1 「あさぎり町地域 DX 推進計画」の位置づけ



(5) 方針

本計画においては、施策の受益者毎に「地域社会の課題解決」「住民サービスの向上」「行政業務の効率化」の3つの基本方針として分けて施策を検討しております。

各方針における施策を検討する上では次の視点を心がけています。

<視点1 利用者目線に立つ>

町民、役場職員の双方から示された意見に基づき施策を検討します。サービスを利用する町民やシステムを使用する職員の目線に立った際に、各課題解決のボトルネックとなっている部分を改善・解消するようなサービスの実装、施策の推進等を行うことで、地域におけるデジタル化を加速させます。

<視点2 デジタル化は目的ではなく手段>

デジタル技術を活用し、これまでの業務を単に置き換えるだけでもコストの削減等のメリットは得られますが、効果は限定的です。デジタル化を推進した先にあるメリット及び実現すべき社会像に目を向け、デジタル化に伴う業務工程/内容の見直しも並行して行うことも含め、各施策の検討を行います。

以下に各方針の概要を記載します。

方針①「地域社会の課題解決」

本方針においては、町民が日常生活の中で抱える諸課題の解決に向けた施策を取りまとめます。

人口減少に伴う働き手の不足、町の活力低下に対し、歯止めをかけるために町外からの移住者、来訪者を増やすことも重要です。また、本町の基幹産業である農業を始め、各産業においても、デジタル技術を活用し、これまで以上に効率性の改善を図るとともに、事業を途切れさせることなく持続できる仕組みの整備を行います。さらに、全ての町民が一生涯充実した生活を送れることを目的とし、「誰ひとり取り残されない」ための取組を進めます。

方針②「住民サービスの向上」

本方針においては、町民と行政との接点となる行政サービスについての施策をまとめます。

紙ベースの申請や対面での本人確認などの行政手続の複雑さをデジタル技術により解決し、民間事業者が提供するデジタルサービスの活用も含め町民の生活の利便性を高めることを目指し、行政と町民との結節点の在り方を検討します。さらに、書類・対面の見直しを進め、行政手続のオンライン化を推進し、BPRの取組を進めます。

方針③「行政業務の効率化」

本方針においては、町役場職員が業務効率化のため、取り組むべき施策をまとめます。

国や地方自治体の情報システムや業務プロセスの違いにより、地域や組織間でデータの活用や流通が十分に行われていないという問題を考慮し、国が示す統一された標準化システムへの移行を進めます。その過程で、業務の再検討や AI・RPA 等のツールの導入による業務の効率化を追求します。これにより生まれた時間を活用し、職員は地域の実情を踏まえた、町にとって本当に必要な施策の考案により一層尽力し、合理的な根拠に基づく政策立案（EBPM）等を通じて、これまで以上に町民に寄り添ったまちづくりを目指します。

図表 2 「あさぎり町地域 DX 推進計画」の方針

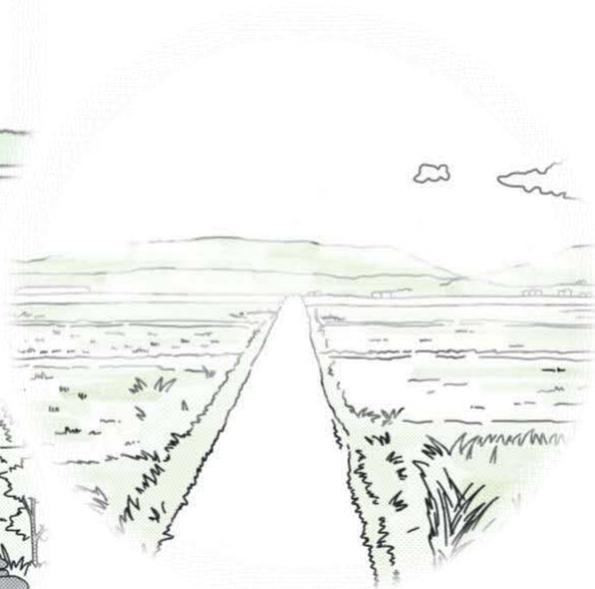
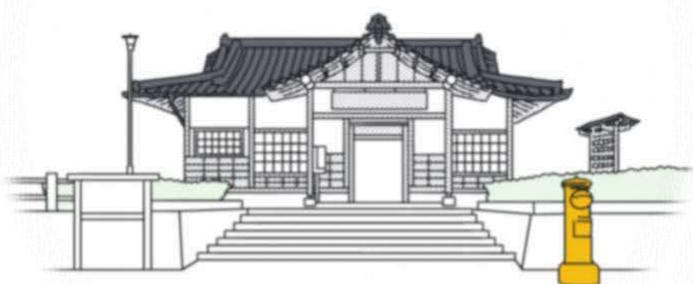


(6) 計画の体系

図表 3 計画の体系



第 2 部 各論



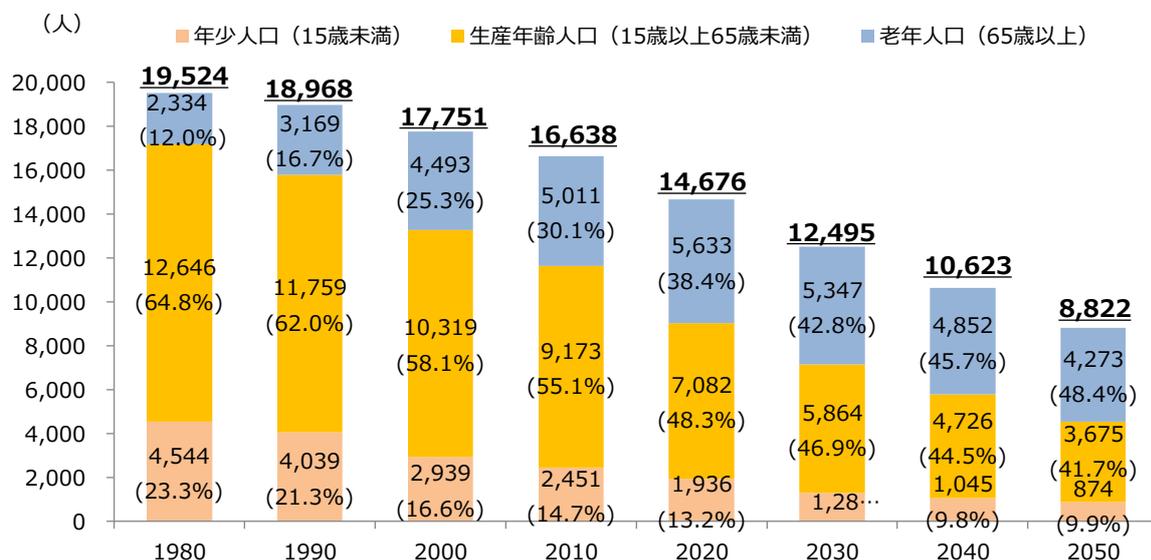
第 1 章 方針①地域社会の課題解決

(1) 移住促進

本町は、人吉球磨地域の中央部に位置することから、飲食店を中心とした商工業や農業が盛んです。他方、近年においては、生産活動を中心となって支える人口、いわゆる「生産年齢人口」の減少が深刻になっています。町内の年少人口の減少も続いていることから、税収や地方交付税などの減少が生じ、将来的に従来と同等の行政サービスの提供を維持できなくなる可能性があります。

この難題を解決すべく、人口の自然増加を推進することはもちろんですが、これまで以上に町としての魅力を高め、対外的に発信し、外部からの転入者の受皿を整え、社会増加をより一層推進することも重要です。町外からの転入者を受け入れる体制を整備することで、異なる背景を持つ人々が集まり、地域の多様性が増し、これまで町内にはなかった新たな発想が生まれ、地域の魅力・活力を増幅させることのきっかけづくりに取り組みます。

図表 4 あさぎり町の人口推移



出典：国勢調査（総務省）、日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

【取組内容】（代表的なものを掲載、以下同様）

①空き家利活用促進事業				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町外からの移住者の受皿として空き家を活用し、成果をあげている自治体が複数ある² ■ 本町には一定数の空き家の存在が確認されている一方、計画策定時点においては、空き家バンクへの登録はなく、居住者不在の物件が多く確認されている 			
取組内容	①空き家問題に関わる現状の課題の整理 ②空き家バンクへの登録を促進 ③空き家を活用した町外への情報発信等の移住促進事業の実施			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

②町民の健康増進				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高血圧や糖尿病等の生活習慣病が重大な疾患を誘発するケースが多く、町の医療費負担を増大させる大きな要因になっている ■ 本町における介護保険の新規申請の原因疾患の上位は、認知症、転倒等である ■ 生活習慣病、認知症、転倒等には日頃からの適度な身体活動を行うことが対策として有効であると厚生労働省が報告している³ 			
取組内容	①町民が楽しみながら健康づくりを継続できることを目指した「健幸ポイント事業」について、デジタル化を推進し、より幅広い世代の利用者拡大を目指す ②町民全体の健康寿命の延伸を目指すべく、「健幸ポイント事業」にウォーキング等の運動を追加し、幅広い世代への運動習慣の定着を図る			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

² 「空き家対策に関する実態調査（平成31年総務省公表）」

³ 「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023（令和5年厚生労働省策定）」

③地方創生テレワーク推進事業				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 転職なき移住を国が後押ししており、全国では徐々に実例が出始めている⁴ ■ 本町の「まち・ひと・しごとづくり総合戦略」に掲げている「新しい時代の流れを力にする」ためにも関係人口を増やすことは重要であり、テレワーク施設整備に取り組んでいる 			
取組内容	①テレワーク拠点「ALOT」（旧上保健センター）の整備 ②当該施設の利用を促進するための誘客事業等の実施 ③関係人口の増加の拠点とするため各種研修会やイベント等の開催			
工程	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度

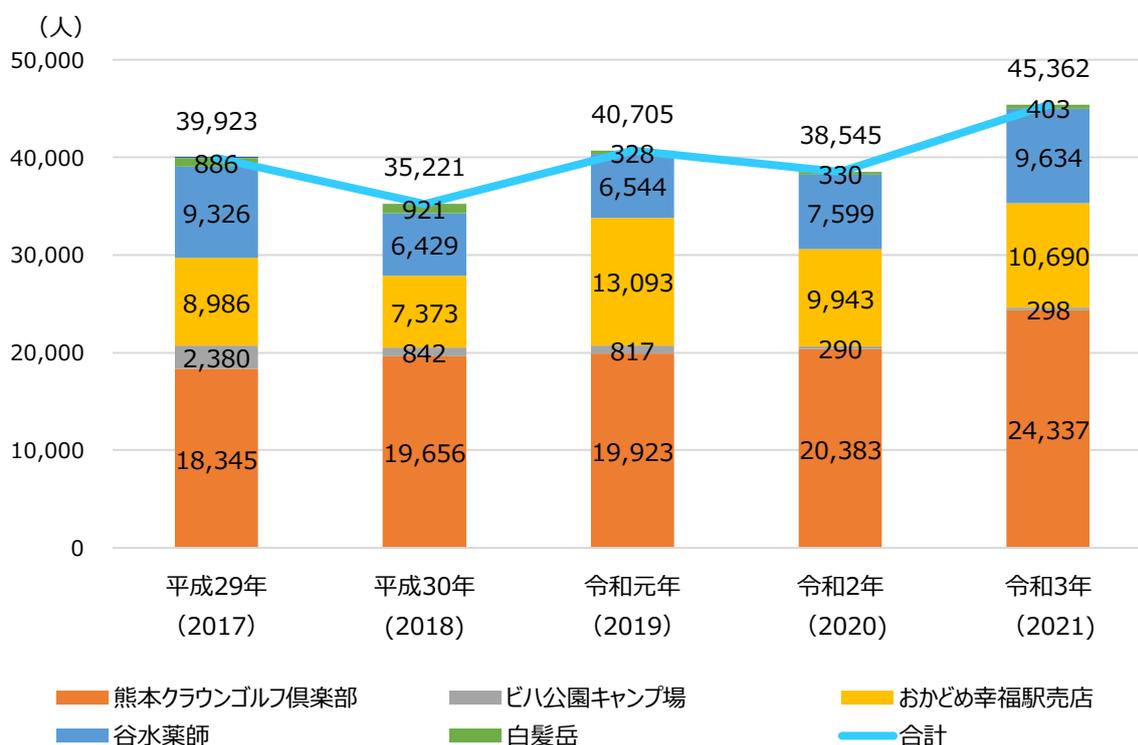
④町公式 SNS を活用した情報発信の推進				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域情報については、町公式 SNS 等を活用し、町内外を問わず発信している ■ 移住促進等に積極的に取り組むに当たっては、より一層の情報発信を町としても検討することが必要 			
取組内容	①より幅広い目線で数多く魅力や移住定住情報等を発信し、町外からの関心を集められるよう情報発信体制の在り方の検討・質の向上			
工程	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度

⁴ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年総務省策定)」

(2) 観光振興の推進

町の人口減少に伴う経済停滞を食い止めること、地域社会を継続させるためにも外部からの観光客を呼び込むことが必要です。また、地域の文化を保存し次世代へと伝承するという観点においてもこの取組は重要になります。本町に訪れる観光客数は平成30年以降緩やかに増加傾向にあります。町の持つ豊かな自然が織りなす美しい風景、町各所で今なお引き継がれている伝統文化等、町外の方に魅力的に映る可能性を秘めた観光資源を多数有しており、訪問者数増加に繋がり得る伸び代がまだあると考えられます。本町が持つ自然・歴史・文化・伝統の魅力について、インターネットを活用することにより、国内のみならず、世界へも発信していきます。

図表 5 観光施設別観光入込客数推移



注1：1,000人未満の値は表示せず

注2：各年1/1～12/31の観光客入込数

出典：あさぎり町商工観光課、熊本県観光統計表

【取組内容】

①デジタルコンテンツを活用した観光振興				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町内にある観光名所を広く周知し、来訪のきっかけを生み出すツールを整備することが必要 ■ 訪問中の効用を高め、再来訪を促すためにも、町内観光資源を余すことなく発信することが求められている 			
取組内容	①町内の実際の観光資源を活用し、地域の魅力を組み込んだデジタルコンテンツの導入検討 ②観光客誘客、観光満足度向上のため、上記コンテンツに係る周知・広報の実施			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

②観光PRで魅力発信強化				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光客の誘引をより積極的に行うため、町からの情報発信の在り方について検討が必要 ■ 本町の観光・文化資源の価値について、町内外を問わず広く認知を求める取組が必要 			
取組内容	①発信内容の多角化等、町からの情報発信に対する分析を随時行うなど、投稿内容の改善に向けた検討を実施			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

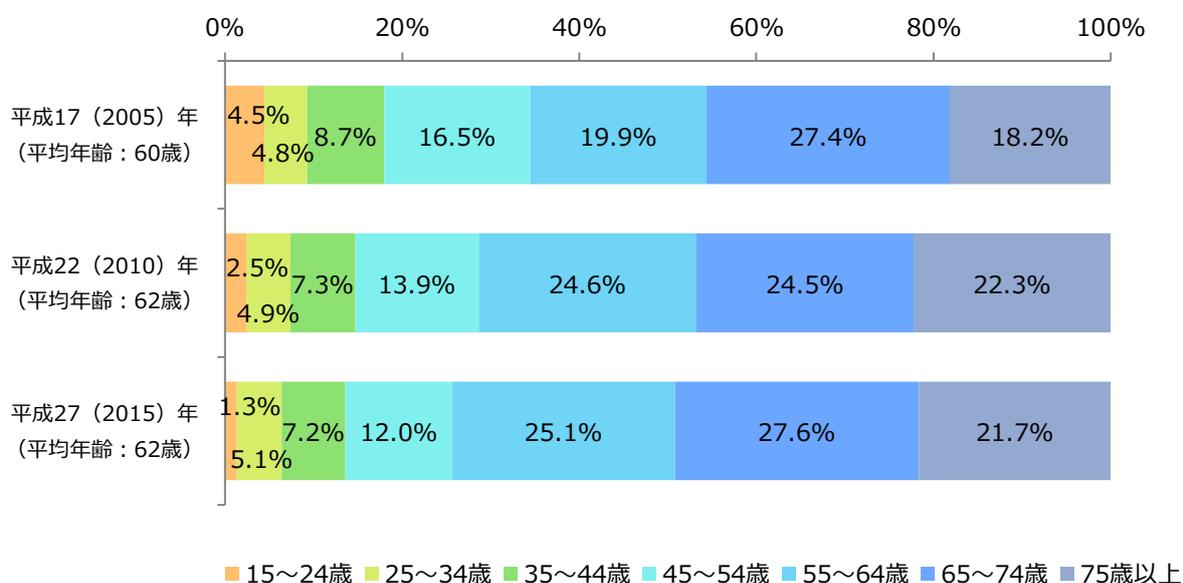
③外国語対応				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■熊本県においても、一部の自治体において外国人来訪者が増加している ■外国語対応については、必要なサポートを行うための準備が必要 ■「自治体 DX 推進計画【第 2.0 版】」内にて、自治体における DX 推進の意義として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が掲げられており、外国人に対しての多言語化対応、延いてはサービスの向上が重要 			
	取組内容 ①多言語音声翻訳アプリケーション「VoiceTra」の活用等デジタル技術による課題解決を検討 ②外国人への円滑な対応を目指し、AI 技術の活用等により想定問答集を準備			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度



(3) スマート農業の推進

本町の主産業の一つである農業ですが、就業者の高齢化や若年従事者の減少など存続に当たっての課題が顕在化している状況にあります。他方、他の業界と変わらず、AIやIoT等のデジタル技術を活用し、農業の効率化や生産性向上を図る「スマート農業」が世界中で注目を集めており、この潮流が本町の問題解決の一助にもなり得ると考えられます。従事者の減少の局面にあっても少ない人手により農作物の生産を可能にしつつ、デジタルの活用によりこれまでの農業へのイメージの刷新を図り、若者が就業を希望する職への変貌などの可能性が期待されています。また、人手不足や高齢化等により耕作が難しくなった農地もデジタルの力を用い、希望者に繋ぎ、有効活用ができる体制を構築し、作物生産量の最大化等を図ります。

図表 6 年齢階級別農業就業者比率と平均年齢



出典：「RESAS（地域経済分析システム）- サマリー -」
 農林業センサス（農林水産省）再編加工

【取組内容】

①スマート農業に係る調査研究事業				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■本町においても農業就業人口の減少や高齢化が進行している中、農業従事者の担い手確保及び消費者のニーズに応えた農作物を安定的に供給し続けられるよう、生産効率の改善が大きな課題となっている ■農業において先端技術を用い生産性を改善する、いわゆる「スマート農業」は日々進歩しているものの、農業従事者が日常生活の中で情報を取得するのは困難な状況 			
取組内容	①スマート農業に係る動向を町が収集し、情報提供を希望する町民に対して配信を行う等、情報共有体制の在り方について検討を行う ②関心のある農業従事者に対しては国の支援策等を紹介、導入の後押しを行う			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

②農地農家マッチング促進事業				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■本町には、農地は多く存在するが昨今の人手不足等により遊休農地が発生しており、農作物の生産機会の損失とともに、環境悪化に繋がる可能性が指摘されている ■現状、町内の農地情報（所有者等）に係る問い合わせについては、都度、農業委員会事務局（あさぎり町役場内）に対し電話や窓口訪問によることが必要 			
取組内容	①遊休農地の活用を促進するため、農地情報をインターネット上でオープンにし、耕作希望者がより情報を取得し易い仕組づくりの検討			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

(4) 事業承継の推進

本町においても国全体と同様、少子高齢化の進行が課題です。町で事業を営む方々においても例外ではなく、さらに、後継者が不在であるがゆえに事業が途絶えてしまう例も見受けられます。全国的にも同様の理由により近い将来多くの事業が姿を消すことが予想されており⁵、本町においては、町の経済に対する影響が甚大であることはもちろん、町民の想いや文化を後世に繋げるためにも望ましい状態ではありません。本問題に対し、企業や事業の経営権や資産を世代間で引き継ぐ「事業承継」が解決策の一つになり得ると考えられます。町として事業承継が行いやすい体制を構築し、一つでも多くの事業を絶やさず後世まで存続できる環境の整備を目指します。事業承継により、これまでとは異なる目線が経営に入り込むことで、事業のさらなる拡大も考えられ、町全体に利益をもたらすことも見込めます。

【取組内容】

① 第三者事業承継の推進事業				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本町では、飲食店を中心とした商工業や農業が盛んではあるものの、若年者を中心とした生産年齢人口の減少が深刻である ■ 町内の商工業の事業者の49.3%が60歳以上で、後継者が決まっていない事業者が53.4%⁶であることから、多くの事業において将来廃業が予測され、地域経済の存続が危ぶまれる ■ 現状を打開するため、熊本県内で初めて後継者候補をインターネット上でマッチングさせるwebサービス「relay」の活用に係る連携協定を締結し、本課題の解決に取り組んでいる 			
	取組内容	①「relay」上でのマッチングを促進するため、特設サイト「relay the local あさぎり町」を開設し、民間企業と協力の上、他地域からの就業人口流入を図る		
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

⁵ 「中小企業の事業承継に関するインターネット調査(令和5年日本政策金融公庫総合研究所公表)」

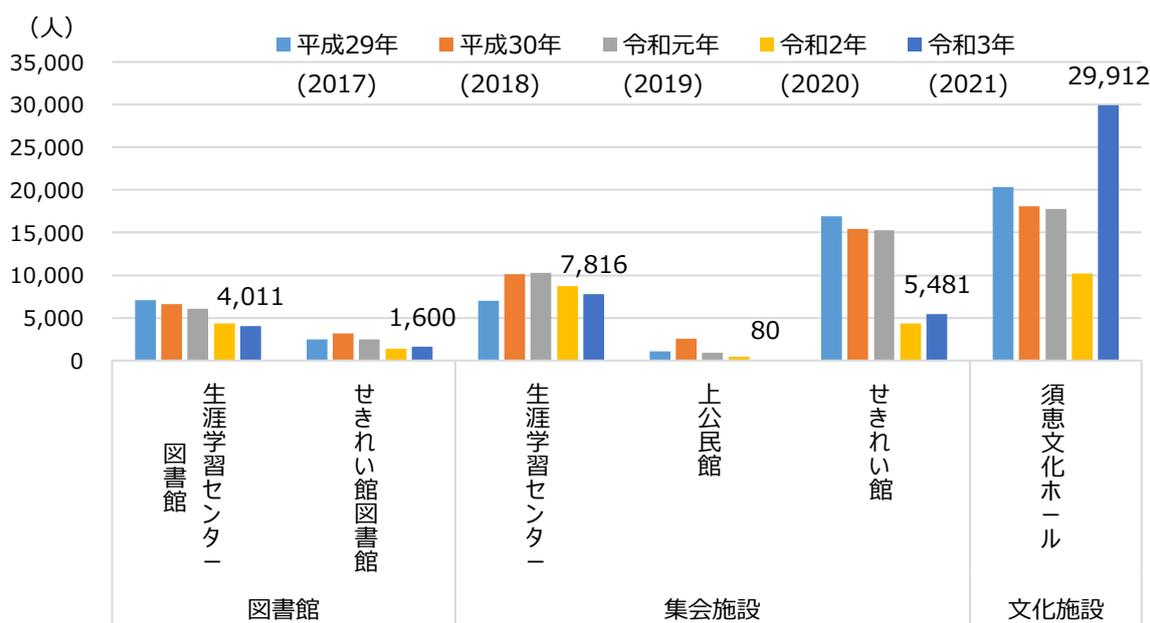
⁶ 「事業承継に関する会員事業所実態調査(令和4年あさぎり町商工会公表)」

(5) 生涯学習

「GIGA スクール構想」として国が進める、デジタル時代に適した、最新技術の活用により全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適かつ協働的な学びの実現を本町においても目指しています。本取組を開始して間もなく5年が経過し、デジタル環境も更に進歩しているため、時代に見合った環境の整備を行うとともに教員側の体制についても知見の更新等を行えるよう継続的に対応を進めてまいります。

若年人口のみならず、社会経済の変化への適応及び一生涯豊かな人生を送るために、継続的に学習機会に触れることの重要性が、国民の長寿化に伴いこれまで以上に高まっています。また、継続的に社会と接点を持ち続けることで、心身共に健康を保つことができ、それにより地域コミュニティの活性化をも図り得るという効果も期待できます。本町における体育施設を始めとする、各種施設の利用者数はコロナ禍に減少し、現在はコロナ禍以前の値に近づいてきたところではありますが、再びより多くの方にご活用いただけるようにするためにも、既存の施設利用に係るオペレーションを見直し、より利用者が増えるよう利便性の向上を図ります。

図表 7 町内施設利用者数推移



出典：あさざり町教育課

【取組内容】

①教育現場における GIGA スクール構想の実現				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在稼働している電子黒板等について、経年劣化による動作の不良などが見受けられるようになっている状況 ■ 本町では令和2年度（1～2月）に導入した、GIGAスクール構想における「一人一台端末」の更新目安時期（5年）が迫ってきている状況にある ■ 進化するデジタル技術に関し町としてより一層教員側に対するフォローアップを行うことが必要 			
	取組内容 ①学校規模等の適正化に係る検討状況等も踏まえつつ、電子黒板の段階的整備を検討 ②県の財源等の活用も踏まえ、学習用端末の更新を検討 ③支援員によるデジタル技術に関する学校職員研修会の実施 及び各校にデジタル機器活用促進のための対応を実施			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

②施設予約システムの刷新				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 体育施設の利用にあたっては、教育課窓口で予約手続を行う必要がある ■ 体育施設に限らず、公共施設については、原則として窓口への訪問が必要な状況であり、一部利用者において、不便が生じている 			
	取組内容 ①体育施設向けに予約システムを先行して導入し、インターネット経由で施設一覧の検索・空き状況の確認・利用予約・変更キャンセル等を実施可能にし、利便性向上を図る ②本システムの対象施設の拡大を検討			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

③デジタルデバイド対策の実施				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■国内における個人のスマートフォン保有率は77.3%⁷と年々高くなっているものの、主に高齢者世代において、使用方法が不明等の理由からデジタル化に伴う利益が十分に享受できない状況⁸ ■スマートフォンの基本操作に加え各種デジタルサービスの活用の幅を広げる無料講座を年度ごとに実施 			
	取組内容 ①スマートフォン教室の開催を継続するなどし、町民全体のデジタルリテラシーの底上げを行うことにより、誰ひとり残されない地域のデジタル化を推進する			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
				



⁷「令和4年通信利用動向調査(令和4年総務省公表)」

⁸「情報通信白書令和3年版(令和3年総務省公表)」

第 2 章 方針②住民サービスの向上

(1) 相談窓口の開設

核家族化の進行や、地域社会の関係性の希薄化が進む状況の中、従来よりも悩みを他者に相談できず抱え込んでしまう方が増えていることが社会全体において問題視されています。本町においてもこの問題を指摘する声が挙がっており、対策を講じることが急務です。町全体の幸福を実現するためにも、町として悩みを持つ方の状況を早い段階で把握し、寄り添い、支援を行える体制を整えることが重要だと考えています。現在も対面や電話による相談は受けていますが、さらに心理的なハードルを下げ、より気軽に相談できるチャット形式の窓口を整備します。本町の人口減少の対策として、安心して子育てができる町を実現するためにまずは子育て世代を対象としたサービスを展開し、運用実績を加味し、順次対象者の拡大を検討します。

【取組内容】

①相談窓口の開設				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の中には、介護や子育ての不安、生活困窮等、悩みがありながら相談することができない人が見受けられる ■ 令和 3 年 10 月より子育て世代包括支援センターを設置し、直通の電話を設けたが、十分な活用に繋がっていない状況 ■ 若年層においては、チャットツール等での相談を可能とすることが、相談に対する心理的ハードルを下げることに繋がるものと推測される 			
取組内容	①令和 6 年 4 月に設置することも家庭センターにおいて、利用者が多い LINE での相談窓口をまずは妊産婦及び子育て世代向けに開設し、窓口運用実績も踏まえオペレーションを整備(当初は LINE 公式アカウントの活用、必要に応じて他のサービスへの切り替えも含めて検討) ②順次相談窓口の利用対象者の拡大を検討			
工程	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
	開設・周知	運用開始	運用継続	
		検証		

(2) 行政サービス/手続のオンライン化

令和 3 年時点の個人のインターネット利用率は全国平均で 84.9%と年々高くなってきており、その使用目的も、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を契機に、日常生活から仕事まで急速に拡大しています。各種行政手続に関しても、オンラインでの実施を望む声も大きくなっており、国としても、デジタル庁が進める、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2023 年 6 月 9 日閣議決定)に基づき、行政手続のオンライン化を推進する姿勢を示しているところ、町としても対応が必要な状況にあります。これを受け、本町においては、マイナポータル「ぴったりサービス」への対応等必要な取組を進めてきたところではありますが、さらなる町民の利便性の向上・業務の効率化を目指し、関係省庁等の動向も踏まえながら対応を行ってまいります。また、将来的な「自治体フロントヤード改革」の実現を見据え、書かない窓口の一部導入も行ってまいります。

【取組内容】

①オンライン手続の推進				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■「情報通信技術を活用した行政の推進等に係る法律（平成 14 年法律第 151 号）で定められた、デジタル 3 原則を実現させ、住民の利便性向上に資することが求められている ■本町の手続においても一部オンライン化されているものもあるが、さらなるデジタル化/オンライン化の余地を残すものも存在 			
取組内容	①デジタル庁が示す「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」26手続 ⁹ のオンライン化も踏まえ、継続的にオンライン化に向けた取組を検討・実施			
工程	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
				

⁹「自治体での子育て・介護関係の 26 手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード(令和 4 年デジタル庁公表)」

②書かない窓口の一部導入				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年末時点において、約8割の町民がマイナンバーカードを取得¹⁰しており、広く普及が進んでいる状況 ■ 窓口対応においては、各種申請書等への手書きによる記入が町民・職員双方にとって負担を生じさせており、負担軽減を図ることが必要 ■ マイナンバーカードについても、その利用場面を増やし、利便性を町民に実感いただくことで、さらなる取得促進に繋げデジタル化を推進することが重要 			
	取組内容	①「マイナンバーカード対応記帳台」の導入及び周知徹底 ②マイナンバーカードの利用可能シーンに係る検討を実施		
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

③公共料金支払い手段の多様化				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共料金支払いについては、庁舎窓口において開庁時間内でのみ受付を行っている状況であり、場所的・時間的な制約が生じている状況 ■ 町民間においても一部、上記制約に係る改善の要望がなされているところ 			
	取組内容	①基幹システムの改修を含め検討を行い、庁舎外（コンビニ、個人端末経由等）での支払いを可能に ②キャッシュレス決済を始めとする公金の納付方法の拡大の検討を行う		
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

¹⁰ 総務省マイナンバーカードの交付・保有状況（令和5年12月総務省公表）

(3) 公共交通の利便性向上

社会全体において、高齢化に伴い運転免許を返納する方が増えています。本町においては、公共交通が利用できない地域にお住まいの方や免許を返納された方への支援策としてデマンド交通を導入していますが、交通の利便性に対する要望は依然として寄せられている状況です。特に、本町の場合は、南北に長く面積が大きいという地理的な特徴から、生活を営む上で自動車での移動が必須であり、地域の経済・交流の活性化のためにも、移動手段の現状の分析と見直しが重要であると認識しています。

【取組内容】

①公共交通の利便性向上				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域公共交通については、国道に沿った東西の動線は確保されているものの、南北の動線は確保されておらず、免許返納者等、自動車による交通手段を持たない町民の移動が制約されている ■ デマンド交通は導入済みであるが、町をまたぐ通院等の移動に関して一部制約がある現行制度に対して要望が寄せられている状況 			
取組内容	①地域公共交通の今後の在り方を検討するにあたり、現状を定量的に把握すべく運行等に係るデータを計測・集約する ②交通の利便性改善のためのサービス導入について県の対応も踏まえて検討			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

(4) 防災

気候変動による洪水、土砂災害の頻発、南海トラフのリスク等、近年災害が多様化・激甚化している傾向にあります。本町も例外ではなく大規模災害に見舞われるリスクはあり、いつ何時でも適切な対応が取れるよう、平時から十分災害発生時を考慮し、万全な対策を期する必要があります。また、被害を最小化し、二次災害も予防するという観点から、虚偽の情報発信に惑わされず、正確な情報を迅速に集約することが近年ではこれまで以上に重要になってきています。本町でも町民の安全を第一に考え、この流れを汲み、デジタルの力を用いて町全体の災害への強靱化を図ります。

【取組内容】

① 防災及び復興迅速化を目的とした災害情報集約システム導入				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在は災害発生時に、各消防団単位で電話にて上がってきた情報を元に被害状況把握を行っている ■ 現状の方式では被害状況の把握までに時間を要し、避難指示や応急対応の判断を下すまでに被害が拡大するリスクがある 			
取組内容	①被害状況、被災者情報等を映像、音声、文字を元に一元的に収集・可視化し、指揮系統が迅速に的確な判断が行えるよう補助するシステムを導入 ②有事の際に適切な判断が行えるよう、迅速な情報集約、避難指示発令等の模擬演習を継続して行う			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

第 3 章 方針③行政業務の効率化

(1) システム標準化・共通化の推進

基幹系業務システムについては、各自治体が独自のシステムを導入し、制度改正に伴うシステム改修などで財政的負担が増えています。また、自治体ごとに申請書類等の様式が異なるため、住民の負担も増えています。これらの問題を解決するために、国は 2025 年度までに各自治体に対し、統一したシステムの構築を求めています。

自治体が住民記録など基本的な事務処理を行うための情報システムにおいても、各自治体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズを行ってきました。結果、システムの維持管理や制度改正時の改修に各自治体が個別対応を余儀なくされ、大きな負担となっています。

このような状況を受け、国では情報システムの標準化を推進するために全国標準の仕様を定め、地方公共団体の各種システムの標準化・共通化を進めています。本町でも、この動きに従い、標準準拠システムへの移行を進めていきます。

【取組内容】

①システム標準化・共通化の推進				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和 3 年法律第 40 号）に基づき、令和 7 年度末までに基幹系業務の標準化に対応することが求められている。 ■国の示す標準仕様書に基づき、基幹系業務システムの見直しを行っている。 			
取組内容	①現状業務で使用している基幹系業務システムと国が示す標準仕様との Fit&Gap（差異）分析を行い、業務プロセスの見直しを実施 ②システム提供事業者と調整しつつ、令和 7 年度中の標準化・共通化及びガバメントクラウドへの移行を実施			
工程	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
				

(2) 日常業務のデジタル化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に日常生活や労働環境等あらゆる場面において、デジタル技術の活用が加速度的に社会全体に浸透しました。各自治体もこの流れに取り残されることなく、従来の働き方を見直し、取り組めるところから順次デジタル技術を活用し、業務の在り方を変革することが求められます。

デジタル技術を庁内の各業務に導入することで、現在要している時間を大幅に短縮できると見込まれています。効率化により捻出できた時間については、町職員が本来注力すべき、町の課題解決にこれまで以上に取り組むことで、より豊かな町民生活の実現に努めます。

【取組内容】

① デジタル技術を用いた庁内業務のアップデート				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境への配慮が求められる中、紙媒体の書類等が未だ多く存在しており、膨大な書類の保管方法等の問題も生じている ■ 町職員の働き方としてテレワークが十分に浸透していない状況 			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在各課に配布しているタブレット端末の活用機会を増やし、各種資料や会議のオンライン化・書類のペーパーレス化を推し進める ② 電子決裁・文書管理システムによる事務の効率化検討及び導入 ③ テレワークに係る内部制度の再周知・普及に向けた情報提供を行い、テレワーク拠点「ALOT」の利用促進も含め、柔軟な働き方のより一層の実現を目指す 			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

②庁内コミュニケーション促進				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 課を跨ぐ職員間のコミュニケーションが十分でなく、取組の共有や各課間の連携が行えておらずシナジーが発揮できていない状況 ■ 職員間のコミュニケーション手段は、専ら対面または内線電話となっており、相手の職員が不在の場合、業務の空白が生じる ■ 担当者間が直接やり取りを行い、状況の周知・共有が行われず、業務が属人化する傾向にある 			
	取組内容 ①ビジネスチャットツール「LoGo チャット」を導入し職員間での連携がし易い環境を整備 ②積極的な利用促進を行い、庁内全体でコミュニケーションが活発に行われる状態を目指す			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

③AI/RPA による定型業務の自動化				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務内容の多様化・業務量の増加が続く中で、「ルーティンワーク（定常業務）」が職員の労働時間の多くを占めており、作業時間の最適化が必ずしも図られていない状況 ■ 将来的に労働者が減少することが予測される中、仮に少ない職員数であっても自治体運営を継続すべく、AI や RPA 等デジタル技術の積極的な活用を推し進める必要がある 			
	取組内容 ①職員が本来注力すべき業務とそれ以外の定常業務の整理を改めて行う ②RPA を活用し定常業務の簡略化を進める ③行政事務における生成 AI の利用可能性を検討			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

④自治体経営のデジタル化推進事業				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合計画、予算、事務事業評価が連動していないことにより、各施策の管理・検証及び総合計画に基づいた行政運営が困難 ■ 現状では、都度各課との折衝が必要となり大きな業務負担となっている 			
取組内容	<p>① 計画、予算、事務事業評価を連動させるトータル・システムを構築するため、システムを導入し、総合計画の進捗管理を可能にし、事務の効率化も併せて図る</p> <p>② AI を用いた機能拡張についても導入可能性を検討する（予算要求書の作成、財源提案機能、類似施策参照機能等）</p>			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度



(3) デジタル人材の確保・育成

日々進歩するデジタル技術に鑑みて、今後より幅広く多くの業務においてデジタル技術の活用をする場面が増加していくことが見込まれます。新規の技術にいち早く適応し、働き方を常に改善し続ける土壌を構築するために、デジタル化に関わる部署のみならず、各職員が主体的かつ積極的にデジタル技術活用の検討に取り組めるよう知識を身につけることが必要です。短期的には外部人材を受け入れデジタル化の推進を委託することを検討しつつも、中長期的には庁内から主導できる人材を排出できるよう、体系的な育成の仕組みを整備することが必要であると考えます。

【取組内容】

①デジタル人材の確保・育成				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務ごとにどのようなスキルが必要になるかを定義できていない ■ 課及び職員ごとにどのようなスキルがどの程度不足しているかの評価ができていない ■ 上記の状況からスキル向上プログラムを構築できておらず、デジタル人材育成が進んでいない 			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① IT スキルチェックテスト等による職員の現状を把握 ② 職員を対象としたデジタル技術研修の実施の検討 ③ 必要に応じて外部人材を登用しスキルトランスファーを推進 			
工程	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度

(4) オープンデータ利用拡大

オープンデータとは、一般に公開されており誰もが自由に入手でき、利用者が望むように加工し易い形式のデータのことです。自治体を持つデータをオープン化することにより、自治体にとっては、事業者がそれらのデータを活用し地域にとって利益となるサービスを能動的に構築することが期待できること、事業者にとっては地域のデータを労力をかけずに入手することでビジネスのスピードの向上を図れること、また町民にとっても町の施策の効果を確かなエビデンスに基づき評価が可能になり町政への透明性が高まること、あらゆる方面にとってメリットを生みます。このような側面があることを受けて、国もデジタル・ガバメント実行計画の中で、「自治体標準オープンデータセット」を公開し、オープン化を後押ししています。ただし、その一方で、プライバシー保護の問題等も生じ得るため、公開を行うデータの慎重な判断が必要となります。

【取組内容】

①オープンデータ利用拡大				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国の「デジタル・ガバメント実行計画」の中で、各種データのオープン化を前提とした業務システムの設計・運用の推進、民間ニーズの把握と、推奨データセットに基づくデータ公開の推進への取組が示されている ■ 現状どのデータが公開可能かの整理・評価が実施できていない ■ 一部データにおいては紙管理等公開するに適していない形で保管されているものもある 			
取組内容	①課ごとに国の公開する「自治体標準オープンデータセット」を参考に保有するデータの調査・提供 ②県の進める熊本県全体の観光情報発信の取組に同調するべく、町の保有する観光資源に関するデータを整理・提供する			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度

(5) 情報セキュリティの強化

デジタル化の進展は便利になることが多い反面、インターネットを通じたウイルス感染や、機密情報の流出など、新たな脅威を生み出します。本町においても、基幹系ネットワークにおいて、町民の個人情報等機微な情報を取り扱っているため、情報漏えいを防止するための対策が必要です。住民の皆さまが安心して町のサービスを利用でき、職員も安全に本務に集中が出来るよう、業務形態の変革に併せて運用ルールやセキュリティポリシーの見直しを国の示すガイドラインに沿って行うことが重要になります。

【取組内容】

①情報セキュリティの強化				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報システム強靱化として、総務省が示す「三層の構え」（住民情報流出防止の徹底、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割、自治体情報セキュリティクラウドの構築）を徹底し、セキュリティ強化を図っている ■ 外部とのファイルのやり取りに際しては、無害化処理を行いウイルスの侵入への対策をしている ■ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」内で、多様なデジタル技術の導入に際し、セキュリティの強化が必要になると掲げられている 			
取組内容	①業務上生じ得るリスクへの知識向上のため、国のガイドラインの改定に則り、全職員向けに情報セキュリティ研修の実施 ②国のガイドラインの改定に則り、必要に応じて業務フロー・セキュリティポリシーの見直しの実施			
工程	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	<p>The diagram shows two horizontal arrows representing project phases. The top arrow, labeled '適宜見直し' (Appropriate Review), starts in R6 and ends in R9. The bottom arrow, labeled '年1回を目途にセキュリティ研修を実施' (Implement security training annually), starts in R7 and ends in R9. A small arrow labeled 'セキュリティポリシーの改正検討' (Review for security policy revision) is positioned at the beginning of the R6 column.</p>			

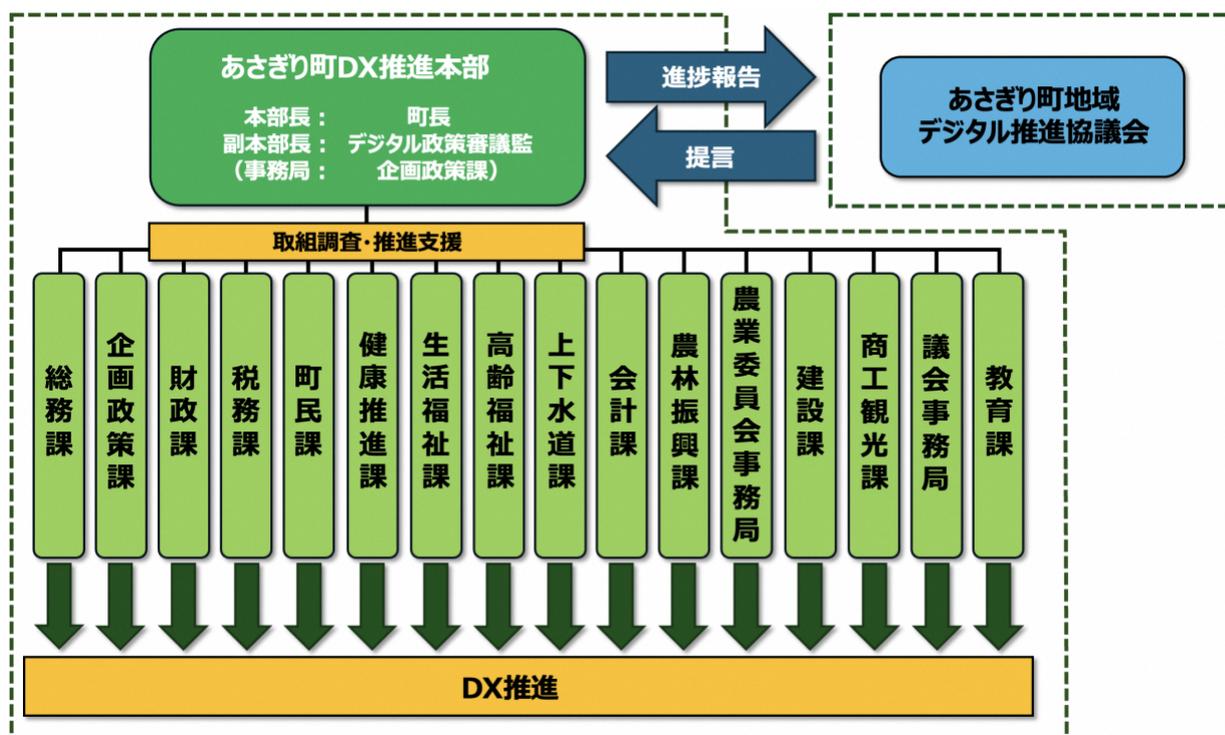
第4章 計画の推進体制

本町におけるDXを全庁をあげ推進し、デジタル技術の活用による町民の利便性向上及び庁内の業務効率化を実現するため、「あさぎり町DX推進本部」を設置します。当本部においては、町長を本部長、デジタル政策審議監を副本部長とし、課長・事務局長級職員をその構成員とします（必要に応じ、民間事業者をアドバイザーとして参画いただくことも可能とする予定）。DX推進本部は計画に関わる課において、本計画に登録された取組に係る調査及び推進の支援を継続的に行い、各課が計画を完遂できるようサポートします。また、今後、計画の内容等について変更を生じる場合には、本部長の承認により計画の改定等を行うことができるものとします。

本計画策定時にご協力いただいた「あさぎり町地域デジタル推進協議会」を含む関係者に適時適切に計画の進捗報告を実施するとともに、必要に応じて進行中の施策について提言をいただく体制を整備します。

※ 「あさぎり町DX推進本部」の詳細については、要綱を別に定めることとする。

図表 8 「あさぎり町地域DX推進計画」の推進体制



参考 用語集

頁番号	用語	説明
2	DX	デジタル・トランスフォーメーション(DX)は、デジタル技術の活用により業務やサービスを効率化し、新たな価値を創造する取組を指します。新技術の導入により、生活や働き方のデジタル化が進み、組織の強化や新たなサービスの開発等が期待されます。
3	デジタル・ガバメント実行計画	デジタル化を進めて国民サービスを向上させるための政府の計画です。情報通信技術の活用を通じて、行政の効率化や透明性向上を図ります。
3	自治体フロントヤード改革	行政サービスの提供の在り方を見直し、マイナンバーカードの活用・データ対応の徹底などにより、住民へのサービス提供を改善する取組です。行政サービスの利便性や満足度が向上し、住民の生活の質が向上することが期待されます。
3	SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、国連が採択した17の目標を指します。これらの目標は地球上の全ての人々の生活を改善し、環境、経済、社会のバランスを保ちつつ持続可能な開発を推進することを目指しています。誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組です。
3	デジタルデバイド	デジタル技術の利用環境やスキルによる情報格差を指します。一部の人々が情報サービスを十分に利用できない状況が生じ、社会の公平性や公正性が損なわれる可能性があります。
5	AI	人工知能（Artificial Intelligence：AI）は、人間の知識や判断をコンピューターに学習させ、人間同様に思考や行動する技術を指します。AIは生活の様々な場面やビジネスにおいて活用され、効率化や高度化を実現し社会の発展に寄与しています。
5	IoT	インターネット・オブ・シングス（Internet of Things：IoT）は、さまざまなモノがインターネットに接続され、データをやり取りする技術を指します。ライフスタイルやビジネスの効率化、新たな価値の創出が可能となります。
7	BPR	ビジネス・プロセス・リエンジニアリング（Business Process Reengineering：BPR）は、組織の業務プロセスを根本から見直し、無駄を排除し効率化を図る取組を指します。業務の品質改善やコスト削減、サービスの向上が期待されます。

8	RPA	ロボティック・プロセス・オートメーション（Robotic Process Automation：RPA）は、人間の作業をロボットが自動で行う技術を指します。業務の効率化やヒューマンエラーの削減が可能になります。
8	EBPM	エビデンス・ベースド・ポリシーメイキング（Evidence Based Policy Making：EBPM）は、政策決定に科学的なデータや証拠を活用する手法を指します。効果的で効率的な政策の実現が期待されます。
12	空き家バンク	利用されていない空き家を活用するための仲介機能を持つ制度を指します。住宅供給の効率化や地域の活性化が期待されます。
13	テレワーク	「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語です。デジタル技術を活用して、時間や場所にとらわれない働き方のことを指します。通勤時間の削減や生産性向上、柔軟な働き方の実現を目指しています。
13	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service：SNS）は、インターネットを通じて人々が情報を共有し、交流するプラットフォームを指します。コミュニケーションの活性化や情報共有の拡大が可能となります。
15	デジタルコンテンツ	音楽や映像、文章など、デジタル形式で作られた情報のことを指します。インターネットを通じて広く配信・利用され、様々な形で人々の生活に彩りを加えるものです。
16	VoiceTra	独立行政法人情報通信研究機構（NICT）が開発した音声翻訳アプリです。多言語に対応し、海外旅行や多文化交流など、様々なシーンで活用できます。
17	スマート農業	デジタル技術を活用して農業を効率化・高度化する取組です。生産管理の効率化や品質向上を実現し、農業の新たな可能性を追求します。
20	GIGA スクール構想	教育現場におけるデジタル技術の活用を推進する取組です。全ての児童・生徒に一人一台のデバイスを配布し、教育の質を向上させることを目指しています。
21	電子黒板	教育現場で活用されるデバイスです。投影装置やタッチパネルを使い、教材の表示や操作が可能です。授業の進行を支援し、生徒の理解を深めます。
22	デジタルリテラシー	デジタル技術を理解し、適切に利用するための能力のことです。情報の探し方や扱い方、情報倫理についての理解などが含まれます。

24	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスです。行政サービスをオンラインで利用でき、手続の効率化や情報の一元管理が可能です。行政からのお知らせを受け取ることもできます。
24	ぴったりサービス	住民のニーズに合わせたサービスの提供を目指す取組です。制度・手続の検索機能、オンライン申請機能など個々の生活状況や要望に合わせたサービスを提供し、より良い生活環境の実現を支援します。
24	書かない窓口	住民が申請用紙等を書くことなく手続ができる取組です。行政手続の効率化を図り、住民の利便性の向上を目指しています。
25	基幹システム	企業や組織の中心的な業務を支える情報システムのことです。業務効率化や情報管理の改善を目指し、組織運営の効率化を実現します。
26	デマンド交通	乗客の需要に応じて運行する公共交通の形態を指します。あさぎり町においては、町内のタクシー車両を活用した「ほのぼの号」が運行されており、事前に利用者登録された方からの「電話予約」により利用者の自宅付近から「指定乗降場所」までの区間を運行します。
27	災害情報集約システム	災害情報を効率的に収集・分析・共有するためのシステムです。災害時の迅速な対応と情報共有を実現し、災害対策の強化を図ります。
28	ガバメントクラウド	公共機関が利用するクラウドコンピューティング(※1)の形態です。情報資源(※2)を集約し、効率的な情報管理とサービス提供を可能にします。 ※1「クラウドコンピューティング」：インターネットを使って、自身のパソコンやスマートフォンから離れた場所にあるコンピューターを利用する技術。一例として、自宅や会社にコンピューターがなくとも、インターネットを通じて、写真の保存や、文書の作成等が可能に。 ※2「情報資源」：文書、データベース、電子メール、ビデオ、音声記録など、デジタルまたは紙の形式で存在する、利用価値があると認められるあらゆる情報。
30	生成 AI	人工知能技術を活用して新たなデータや情報を生成する技術のことです。文章や画像、音楽などを自動生成し、様々な分野での応用が期待されています。
31	トータルシステム	組織の全体的な業務を一元的に管理・運用するための情報システムのことです。自治体においては、計画、予算、事務事業評価を一元化し、運営の効率化を図ります。

32	スキルトランスファー	特定のスキルや知識を他の人や組織に伝えることを指します。知識の共有と継承を図ることで、組織の能力向上や新たな価値創造を目指します。
34	LGWAN	LGWAN (Local Government Wide Area Network) とは、全国の地方公共団体と中央政府を結ぶ情報通信ネットワークのことです。共通の基盤を提供し、情報の効率的な共有やサービス提供を可能にします。
34	自治体情報セキュリティクラウド	自治体の情報セキュリティ対策を強化するためのクラウドサービス（※3）のことです。セキュリティ対策の一元化と効率化を図り、情報の安全性を確保します。 ※3「クラウドサービス」：クラウドコンピューティングを使って提供される、様々なサービス。一例として、資料の作成や、データの保管等インターネットを通じて多様なサービスの利用が可能。機械の購入や設定が不要なため、手軽に利用できる。
34	セキュリティポリシー	組織が情報セキュリティ対策を行う上での基本的な方針やルールのことを指します。情報の機密性、完全性、利用可能性を維持し、情報セキュリティの向上を目指します。

あさぎり町地域 DX 推進計画

発行年月日：令和6年3月

発行：熊本県 あさぎり町

編集：あさぎり町 企画政策課

〒868-0408

熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地

電話：0966-45-1111

